

令和4年4月8日

保護者の皆様

足立区立西新井小学校
校長 加納 和彦

児童の携行品に係る配慮について

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。児童の携行品に係る配慮についてのお知らせを致します。授業で用いる教科書やその他教材、学用品等が過重になることで、身体の健やかな発達に影響が生じかねないとの懸念を鑑みて、家庭学習で使用する予定のない教科書等について、児童のロッカーの棚などに置いて帰ってもよいということにしたいと思います。

【日常的な教材や学習用具等について】

- 家庭学習で使用する予定のない教材等について、児童のロッカーの棚などに置いて帰ってもよいことにします。
- 同じ日の授業で多くの学習用具を用いる場合には、予め数日に分けて持ってくるようにします。
- 教科用の特別教室で使用する学習用具の一部について、必要に応じて、特別教室内の所定の場所に置いてよいことにします。

【長期休業前、学年末における教材や学習用具等について】

- 長期休業前には、教科書や道具箱は持ち帰ることとします。また、学習用具の中で大きいもの（水彩道具、習字道具、鍵盤ハーモニカ、裁縫道具等）についても、最終日にまとめて持ち帰ることのないよう、計画的に持ち帰るようにします。
- 学校で栽培した植物等を持ち帰る場合、児童の状況を踏まえ、担任と相談の上、保護者等が学校に取りに来てもよいことにします。